



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 日本商業開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 松岡 哲也
(コード番号 3252 名証第二部)
問合せ先 取締役財務・経理本部長 入江 賢治
(TEL 06 - 4706 - 7501)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 13 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①現行定款第 38 条（自己株式の取得）を第 7 条に移設するとともに会社法第 165 条第 2 項に従って、字句の修正を行うものであります。
- ②議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- ③その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）

以 上

【別紙】

変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(現行定款第 37 条より移設及び変更)</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 8 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 38 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第 9 条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 10 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(変更案第 7 条に移設及び変更)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p>

以 上